

船員法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備に関する政令案 新旧対照条文 目次

船員法関係手数料令（昭和三十七年政令第三百六十二号）（抄）（第一条関係）	1
船員法に基づく登録検査機関に関する政令（平成二十五年政令第百二十六号）（抄）（第二条関係）	2
船舶職員及び小型船舶操縦者法施行令（昭和五十八年政令第十三号）（抄）（第三条関係）	3
船舶安全法及び船舶職員法の一部を改正する法律附則第六条の規定による船舶職員及び小型船舶操縦者法の規定の技術的読替え等に関する政令（平成十五年政令第四百九十七号）（抄）（第四条関係）	4
標準的な官職を定める政令（平成二十一年政令第二十号）（抄）（第五条関係）	5
国土交通省組織令（平成十二年政令第二百五十五号）（抄）（第六条関係）	6

○ 船員法関係手数料令（昭和三十七年政令第三百六十二号）（抄）（第一条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>船員法（以下「法」という。）第百二十一条の二の規定により納付しなければならない手数料の額は、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>一八 （略）</p> <p>九 生存講習（国土交通大臣が行うものに限る。）を受けようとする者 一万六千八百円</p> <p>十 消火講習（国土交通大臣が行うものに限る。）を受けようとする者 五万六千九百円</p> <p>一一 （略）</p>	<p>船員法（以下「法」という。）第百二十一条の二の規定により納付しなければならない手数料の額は、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>一八 （略）</p> <p>九 （新設）</p> <p>（新設）</p>

○ 船員法に基づく登録検査機関に関する政令（平成二十五年政令第百二十六号）（抄）（第二条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>船員法に基づく登録生存講習機関等に関する政令</p> <p>（登録生存講習機関等の登録の有効期間）</p> <p>第一条 船員法（以下「法」という。）第八十三条の五第一項（法第八十三条の十九において準用する場合を含む。）及び第一百条の十三第一項の政令で定める期間は、三年とする。</p>	<p>船員法に基づく登録検査機関に関する政令</p> <p>（登録検査機関の登録の有効期間）</p> <p>第一条 船員法（次条において「法」という。）第一百条の十三第一項の政令で定める期間は、三年とする。</p>

○ 船舶職員及び小型船舶操縦者法施行令（昭和五十八年政令第十三号）（抄）（第三条関係）

(傍線の部分は改正部分)

(削る)	(削る)	二項	第十七条の二第 三項第四号	第十七条の二第 三項第三号	第十七条の二第 三項第三号	登録海技免許講習を 行う者(以下「登録 海技免許講習実施機 関」という。)	登録海技免許講習	(略)	
(削る)	(削る)	前二条	務登録海技免許講習事		登録海技免状更新講習	登録海技免状更新講習を行 う者	登録海技免状更新講習	(略)	
(削る)	(削る)	六	前条及び第十七条の十 の実施に関する事務	登録海技免状更新講習					

(削る)	(略)								
(削る)	(略)								
(削る)	(略)								
(削る)	(略)								

第十七条の六第一項	(略)	登録海技免許講習事務の	で
第十七条の十	(略)	第十七条の四	五号まで
第十七条の十一	(略)	第十七条の十七において準用する第十七条の	二第三項第二号から第五号まで
第十七条の十二	(略)	第十七条の十七において準用する第十七条の	二第三項第二号から第五号まで
第十七条の十三	(略)	第十七条の十七において準用する第十七条の	二第三項第二号から第五号まで
第十七条の十四	(略)	第十七条の十七において準用する第十七条の	二第三項第二号から第五号まで
第十七条の十五	(略)	第十七条の十七において準用する第十七条の	二第三項第二号から第五号まで
第十七条の五	(略)	第十七条の八第一項又は次条	二第三項第二号から第五号まで
第十七条の七	(略)	第十七条の八第二項各号	二第三項第二号から第五号まで
第十七条の九	(略)	第十七条の八第二項各号	二第三項第二号から第五号まで
第十七条の十	(略)	第十七条の八第二項各号	二第三項第二号から第五号まで
第十七条の十一	(略)	第十七条の八第二項各号	二第三項第二号から第五号まで
第十七条の十二	(略)	第十七条の八第二項各号	二第三項第二号から第五号まで
第十七条の十三	(略)	第十七条の八第二項各号	二第三項第二号から第五号まで
第十七条の十四	(略)	第十七条の八第二項各号	二第三項第二号から第五号まで
第十七条の十五	(略)	第十七条の八第二項各号	二第三項第二号から第五号まで

(登録船舶職員養成施設等に関する読み替え)
第四条 法第十七条の十九の規定による技術的読み替えは、次の表のとおりとする。

法の規定中読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句	法の規定中読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
(略)	(略)	(略)	(削る)	(削る)	(削る)
(削る)	(削る)	(削る)	(削る)	(削る)	(削る)
(削る)	(削る)	(削る)	(削る)	(削る)	(削る)

(登録船舶職員養成施設等に関する読み替え)
第四条 法第十七条の十九の規定による技術的読み替えは、次の表のとおりとする。

法の規定中読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句	法の規定中読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
(略)	(略)	(略)	(第十七条の二第 二項第三号)	(第十七条の二第 二項第三号)	(第十七条の二第 二項第三号)
(削る)	(削る)	(削る)	(第十七条の二第 二項第三号)	(第十七条の二第 二項第三号)	(第十七条の二第 二項第三号)

第二号	前条	五
第五号	第十七条の十五	第十七条の十七において準用する第十七条の十四

(削る)	(削る)	(削る)	第十七条の三第二項	第十七条の二第二項	(略)		(削る)	(削る)	(略)	(略)	
(削る)	(削る)	(削る)	前二条	務	登録海技免許講習事務	(略)	(削る)	(削る)	関」という。」	登録海技免許講習を行なう者(以下「登録海技免許講習実施機)	
(削る)	(削る)	(削る)	八 前条及び第十七条の十	成に關する事務	登録船舶職員養成施設	(略)	(削る)	(削る)	登録船舶職員養成施設における船舶職員の養成を行う者	登録船舶職員養成施設における船舶職員の養成を行う者	七条の十二まで並びに第十七条の十三第一項

第十七条の五	第十七条の四及び第十七条の九	第十七条の三第二項	第十七条の三第二項	(新設)	(略)	第十七条の二第一項	第十七条の二第二項、第三項、第十七条の四、第七条の五、第七条の六第一項、第十七条の七から第十七条の十二まで及び第十七条の十三	第十七条の二第二項	第十七条の二第二項、第三項、第十七条の二第一項	第十七条の二第二項及び第十七条の二第一項	(略)
第二号から第五号まで準用する第十七条の十九において準用する第十七条の十九における第十七条の二第一項	第十七条の二第二項	前二条	(新設)	(新設)	(略)			施機関	登録海技免許講習実施機	登録海技免許講習を	(略)
て準用する第十七条の十九において準用する第十七条の二第一項	第十七条の二第二項	第十七条の十九において準用する第十七条の二第一項	第十七条の十九において準用する第十七条の二第一項	(新設)	(略)			機関	登録船舶職員養成実施機	登録船舶職員養成施設における船舶職員の養成を	(略)

第三号	第十七条の十五	第二号	第十七条の十五	第四号	第十七条の十一	第三号	第十七条の十一	第二号	第十七条の十一	第一号	第十七条の十	（略）
第十七条の七	第十七条の五	前二条	各号	第十七条の八第二項	第十七条の五から第十七条の八第一項又は次条	十七条の七まで、第十七条の八第一項又は次条	第十七条の十九において準用する第十七条の八第二項各号	第十七条の九から第十七条の八第一項又は第十七条の十二	第十七条の十九において準用する第十七条の十九及び第十七条の十	第十七条の四	（略）	（略）
第十七条の十九において準用する第十七条の九	第十七条の十九において準用する第十七条の十	第五	第六	第七	第八	第九	第十	第十一	第十二	第十三	（略）	（略）

(乗組み基準)

第五条 法第十八条第一項の乗組み基準は、別表第一各号の表（以下「配乗表」という。）の船舶の欄に掲げる船舶（小型船舶以外の船舶に限る。）の区分に応じ、配乗表の船舶職員の欄に定める船舶職員として、配乗表の資格の欄に定める資格（その資格が別表第一第三号の表の船橋当直三級海技士（航海）又は機関当直三級海技士（機関）である場合にあつては、三級海技士（航海）又は三級海技士（機関）の資格を含む。）又はこれより上級の資格についての海技免許を受けた者を乗り組ませることとする。ただし、次の各号に掲げる者については、当該各号に定めるところによる。

一〇四 (略)
2 (略)

(登録漁ろう操船講習機関の登録の有効期間)

第六条 法第二十二条の六第一項の政令で定める期間は、三年とする。

(登録漁ろう操船講習機関等に関する読み替え)

第七条 法第二十三条の規定による技術的読み替えは、次の表のとおりとする。

法の規定中読み替えの規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第十七条の五	第十七条の二第三項	第二十二条の五第三項
第十七条の六	第二号から第五号まで	第二号から第四号まで
見出しを含む。 （務規程）	登録海技免許講習事務規程	登録漁ろう操船講習事務規程

(乗組み基準)

第五条 法第十八条第一項の乗組み基準は、別表第一各号の表（以下「配乗表」という。）の船舶の欄に掲げる船舶（小型船舶以外の船舶に限る。）の区分に応じ、配乗表の船舶職員の欄に定める船舶職員として、配乗表の資格の欄に定める資格（その資格が別表第一第三号の表の船橋当直三級海技士（航海）又は機関当直三級海技士（機関）である場合にあつては、三級海技士（航海）又は三級海技士（機関）の資格を含む。）又はこれより上級の資格についての海技免許を受けた者を乗り組ませることとする。ただし、次の各号に掲げる者については、当該各号に定めるところによる。

一〇四 (略)
2 (略)

(新設)

(新設)

第十七条の九						
(略)	(略)	(削る)	法の規定中読み替える規定	(登録特定操縦免許講習機関等に関する読み替え)	第十七条の二第一項の規定	登録海技免許講習が第十七条の二第一項の規定
第十七条の九	(略)	(略)	(削る)	読み替えられる字句	第四条第二項	登録漁ろう操船講習機関が第二十二条の五第一項各号に掲げる要件のいずれか
(略)	(略)	(略)	(削る)	読み替えられる字句	第十七条の二第二項	当該要件
第十七条の二第一項	(略)	(略)	(削る)	読み替える字句	第二十二条の四第一号	のいずれか
第十七条の二第一項	(略)	(略)	(削る)	読み替える字句	第二十二条の五第二項第一号	のいずれか
(略)	(略)	(略)	(略)	表のとおりとする。		
				第十一条 法第二十三条の二十八の規定による技術的読み替えは、次		
				(登録特定操縦免許講習機関等に関する読み替え)		
				表のとおりとする。		

第六条・第七条 (略)		(登録特定操縦免許講習機関等に関する読み替え)	
第八条 法第二十三条の二十八の規定による技術的読み替えは、次表のとおりとする。			
法の規定中読み替える規定	読み替える字句	読み替える字句	読み替える字句
第十七条の四及び第十七条の九	第十七条の二第一項	第二十三条の二二十六第一項	第二十三条の二二十六第一項
(新設)	(新設)	(新設)	(新設)
(略)	(略)	(略)	(略)

(登録小型船舶教習所等に関する読替え)

第十二条 法第二十三条の三十二の規定による技術的読替えは、次の表のとおりとする。

法の規定中読み替える規定	読み替えられる字句	読み替えられる字句	(削る)	(略)	第一号
第十七条の十一 第一号	第十七條の九 第一項	登録海技免許講習が 規定	(略)	(略)	第十七條の二第一項
第十七条の二第二項 第一号	同項の規定 (略)	船舶教習実施機関が第二 十三条の三十第一項各 号に掲げる要件のいず れか	(略)	(略)	登録小型船舶教習所に おける小型船舶操縦者の 教習又は登録小型船 舶教習実施機関が第二 十三条の三十第一項各 号に掲げる要件のいず れか
項第一号	第二十三條の三十二 (略)	当該要件	(略)	(略)	第二十三條の三十二 第一項

(登録操縦免許証更新講習等に関する読み替え)
第十三条 法第二十三条の三十四の規定による技術的読み替えは、次の表のとおりとする。

(削る)	法の規定中読み替える規定
(削る)	読み替えられる字句
(削る)	読み替える字句

(登録小型船舶教習所等に関する読み替え)

第十条 法第二十三条の三十二の規定による技術的読み替えは、次の表のとおりとする。

法の規定中読み替える規定	読み替えられる字句
（略）	（新設）

(登録操縦免許証更新講習等に関する読み替え)
第十一條 法第二十三条の三十四の規定による技術的読み替えは、次の表のとおりとする。

法の規定中読み 替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第十七条の四及 び第十七条の九	第十七条の二第一項	第二十三条の三十四に おいて準用する第二十 三条の三十第一項

第十七條の九 （略）									
									登録海技免許講習が 第十七條の二第一項 の規定 （略）
十一 第二項	第二十三條の三 （略）	第二十三條の三 （略）	第二十三條の十一 第一項	第十七條の十一 第一号	第十七條の二 第一項	同項の規定			登録操縦免許証更新講 習又は登録操縦免許証 更新講習を行う者が第 二十三条の三十四にお いて準用する第二十三 条の三十第一項各号に 掲げる要件のいずれか 当該要件
十二 第二項	第二十三條の三 （略）	第二十三條の三 （略）	第二十三條の三 （略）	第十七條の二 第一号	第二十三條の三 （略）				登録操縦免許証更新講 習又は登録操縦免許証 更新講習を行う者が第 二十三条の三十四にお いて準用する第二十三 条の三十第一項各号に 掲げる要件のいずれか 当該要件
十三 第二項	第二十三條の三 （略）	第二十三條の三 （略）	第二十三條の三 （略）	第二十三條の三 （略）	第二十三條の三 （略）				（略）

十一 第二項	(略)		(略)	(略)	(略)	(新設)
第二十三条の三 第二十二条の三	(略)		(略)	(略)	(略)	(略)
前二条	(略)	前条の規定	(略)	(略)	(略)	(新設)
第二十三条の三十三 第二十二条の三	(略)	第二十三条の三十三の規定及び第二十三条の規定において読み替えて準用する次条第二項において準用する第二十三条の三十三の規定	(略)	第二十三条の三十四において準用する第二十号又は第三号	第二十三条の三十四において準用する第二十号又は第三号	(略)
第一項		第二十一項	(略)	第一号	第十七条の十一	(略)

別表第一（第五条、第十五条関係）

（略）

別表第二（第十四条関係）

（略）

別表第一（第五条、第十三条関係）

（略）

別表第二（第十二条関係）

（略）

○船舶安全法及び船舶職員法の一部を改正する法律附則第六条の規定による船舶職員及び小型船舶操縦者法の規定の技術的読替え等に関する政令（平成十五年政令第四百九十七号）（抄）（第四条関係）

第二項第三号	第十七条の二第	(削る)		(削る)		(削る)		(削る)		読み替える船舶職員及び小型船舶操縦者法の規定	読み替えられる字句
実施に関する事務	登録海技免許講習の実施に関する事務	(削る)		(削る)		(削る)		(削る)		読み替える字句	読み替える字句
登録電子通信移行講習の実施に関する事務	登録電子通信移行講習	(削る)		(削る)		(削る)		(削る)		読み替える字句	読み替える字句
第二項第三号及び	第十七条の二第	第十七条の二第	二項第二号及び第十七条の十五	第十七条の二第	二項第二号及び第十七条の十一	前条	第一項	第十七条の二第	二項	読み替える船舶職員及び小型船舶操縦者法の規定	読み替えられる字句
登録海技免許講習の	登録海技免許講習の	第十七条の十一				前条				船舶安全法及び船舶職員法の一部を改正する法律附則第六条において準用する第十七条	読み替える字句
の	登録電子通信移行講習の	七条の十一	一部改正法附則第六条において準用する第十	一部改正法附則第六条	六条において準用する	船舶安全法及び船舶職員法の一部を改正する法律(以下「一部改正法」という。)附則第七条				船舶安全法及び船舶職員法の一部を改正する法律附則第六条において準用する第十七条	読み替える字句
第二項第三号及び	第十七条の二第	第十四号	第十七条の二第	二項第二号及び第十七条の十五	第十七条の二第	二項第二号及び第十七条の十一	第一項	第十七条の二第	二項	読み替える船舶職員及び小型船舶操縦者法の規定	読み替えられる字句

					(削る)	
三項 第三号 第十七條の二第二	三項 第二号 第十七條の二第二	(略)			(削る)	以下「登録海技免許講習事務」という。
登録海技免許講習 関」という。)	海技免許講習実施機 行う者(以下「登録	(略)			(削る)	講習事務
登録電子通信移行講習	登録電子通信移行講習 を行う者	(略)			(削る)	

の十二まで及び 七から第十七條 項、第十七條の 十七條の六第一 十七條の五、第 十七條の四、第 三項第二号、第 第十七條の二第二	三項 第二号 第十七條の二第二	一項 (略)	六第一項、第十 七条の七(見出 しを含む。)、 第十七条の十 ら第十七条の 二まで並びに第 十七條の十三第 三項 第二号 第十七條の二第二	一項 第十七条の四 (見出しを含む。)、第十七條の 二、第十七條の 六第一項、第十 七条の七(見出 しを含む。)、 第十七条の十 ら第十七条の 二まで並びに第 十七條の十三第 三項 第二号 第十七條の二第二	第三項 第三号 第十七條の二第二
施機関 登録海技免許講習実	登録海技免許講習を	(略)		務 登録海技免許講習事	
実施機関 登録電子通信移行講習	を 登録電子通信移行講習	(略)		事務 登録電子通信移行講習	

第二号	第十七条の十一	第一号	第十七条の十一	第一号	第十七条の十一	第一号	第十七条の六第一項	第十七条の五	第十七条の四及び第十七条の九	第十七条の四及	第十七条の二第二項	前二条	第十七条の十三
は次条	十七条の八第一項又	十七条の五から第十七条の七まで、第	第十七条の五から第十七条の八第一項又	第十七条の二第二項	第十七条の二第二項	第十七条の二第二項	第十七条の四	第十七条の二第三項	第十七条の二第三項	第十七条の二第三項	第十七条の二第一項	七条の二第一項	一部改正法附則第六条
の七まで、第十七条の五から第十七条の十	七条の五から第十七条の十	において準用する第十	一部改正法附則第六条	一部改正法附則第六条	一部改正法附則第六条	一部改正法附則第六条	一部改正法附則第六条	一部改正法附則第六条	一部改正法附則第六条	一部改正法附則第六条	一部改正法附則第六条	において準用する第十	七条及び第十七条の二
			又は第三号	七条の二第二項第一号	又は第三号	七条の二第二項第一号	七条の四	七条の四	七条の二第三項第二号	七条の二第三項第二号	七条の二第一項	一部改正法附則第六条	において準用する第十

(削る)	(削る)	(削る)	(削る)	(削る)
(削る)	(削る)	(削る)	(削る)	(削る)
(削る)	(削る)	(削る)	(削る)	(削る)

第三号	第十七条の十五	第二号	第十七条の十一	第四号	第十七条の十一	第三号	第十七条の八第二項	各号	八第一項又は第十七条の十二
第十七条の七	第十七条の五	第十七条の五	前二条			第七条の八第二項各号	一部改正法附則第六条	一部改正法附則第六条	一部改正法附則第六条
七条の七	一部改正法附則第六条 において準用する第十	七条の五	七条の九及び第十七条 において準用する第十	七条の十	七条の九及び第十七条 において準用する第十	七条の八第二項各号	一部改正法附則第六条	一部改正法附則第六条	一部改正法附則第六条

○ 標準的な官職を定める政令（平成二十一年政令第三十号）（抄）（第五条関係）

(傍線の部分は改正部分)

らの窒素酸化物の放出量確認、原動機取扱手引書の承認、二酸化炭素放出抑制航行手引書の承認、二酸化炭素放出抑制指標に係る確認、海洋汚染、防止設備等、防止緊急措置手引書等、大気汚染、防止検査対象設備若しくは揮発性物質放出防止措置手引書の検査の執行、船舶の測度の執行のトン数の測度に係る証書等の作

らの窒素酸化物の放出量確認、原動機取扱手引書の承認、二酸化炭素放出抑制航行手引書の承認、二酸化炭素放出抑制指標に係る確認、海洋汚染、防止設備等、防止緊急措置手引書等、大気汚染、防止検査対象設備若しくは揮発性物質放出防止措置手引書の検査の執行、船舶のトン数の測度の執行、船舶のトン数に係る証書等の作

成、船舶保
安規程の承
認、有害物
質一覧表等
の確認若し
くは特定日
本船舶等の
譲渡し等の
承認に関す
る事務、外
国船舶に対
する船舶の
航行の安全
の確保、船
舶の再資源
化解体の適
正な実施の
確保若しく
は海洋汚染
等の防止に
係る監督に
係る検査の
執行若しく
はトン数に
係る証書の
検査に関する
事務、船
級協会の行
う船舶の檢
查若しくは

成、船舶保
安規程の承
認、有害物
質一覧表等
の確認若し
くは特定日
本船舶等の
譲渡し等の
承認に關す
る事務、外
国船舶に対
する船舶の
航行の安全
の確保、船
舶の再資源
化解体の適
正な実施の
確保若しく
は海洋汚染
等の防止に
係る監督に
係る検査の
執行若しく
はトン数に
係る証書の
検査に関する
事務、船
級協会の行
う船舶の檢
查若しくは

船舶保安規程の審査の事務の審査に関する事務若しくは水上運送事業に係るエネルギーの使用の合理化に関する報告の徴収若しくは立入検査（船舶の施設に関するものに限る。）に関する事務又は船員の資格の認定のための試験、水先人試験、海技士国家試験、船員条約締約国資格証明書若しくは漁船員条約締約国資格証明書の受有者

船舶保安規程の審査の事務の審査に関する事務若しくは水上運送事業に係るエネルギーの使用の合理化に関する報告の徴収若しくは立入検査（船舶の施設に關するものに限る。）に関する事務又は船員の資格の認定のための試験、水先人試験、海技士國家試験、締約国資格證明書の受有者の承認のための試験若しくは小型船舶操縦士国

二十六～三十 （略）	の承認のための試験のた くは小型船舶操縦士の試験問題の作成若しくは試験の執行に関する事務をつかさどる官職の職務
（略）	
（略）	
（略）	

二十六～三十 （略）	家試験の試験問題の作成若しくは試験の執行に関する事務をつかさどる官職の職務
（略）	
（略）	
（略）	

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
（総務課の所掌事務）	（総務課の所掌事務）
<p>第一百四十三条 総務課は、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一（八）（略）</p> <p>九 海技士国家試験、小型船舶操縦士国家試験、船員条約締約国資格証明書又は漁船員条約締約国資格証明書の受有者の承認のための試験、水先人試験及び船員の資格のための試験、水先人試験及び船員の資格の認定のための試験の試験問題の作成及び試験の執行に関すること。</p> <p>十・十一 （略）</p>	<p>第一百四十三条 総務課は、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一（八）（略）</p> <p>九 海技士国家試験、小型船舶操縦士国家試験、締約国資格証明書の受有者の承認のための試験、水先人試験及び船員の資格の認定のための試験の試験問題の作成及び試験の執行に関すること。</p>